

パワハラ防止義務法制化

厚労省 来年提出へ

「パワハラは人を死に追いやりかねない。企業は重大性を認識してほしい」
2010年に自殺した

古川和孝さん(当時24歳)の父・政幸さん(65)と母・美恵子さん(59)はこう話す。
東京都内の飲食チェーン店長だった和孝さんは、同年11月に自ら命を絶った。両親が起こした損害賠償請求訴訟で、東京地裁は14年、「バカ」「使えねえ」などの暴言や、頭をたたくといった暴力が日常的に行われていたとしてパワハラを認定。上司やチェーン経営会社に約5800万円の支払

自殺遺族「実効性を」 企業側「定義が曖昧」

職場でのパワハラ防止について検討していた労働政策審議会(厚生労働相の諮問機関)の分科会は14日、企業の防止対策を法律で義務づけることが適当とする報告書をまとめた。厚労省は来年の通常国会で、雇用施策推進法の改正案を提出する方針。

企業側「定義が曖昧」

自殺遺族「実効性を」

いを命じた(確定)。
両親は、「企業の社員教育があればこんなことは起きなかったかもしれない」と、実効性のあるパワハラ防止対策の徹底を国に求めている。
一方、企業側からは「パワハラ」の定義が曖昧だと戸惑いの声も上がる。
「東京中小企業家同友会」の幹部は「業務上の必要性とほどきまを指すのかわからないし、『苦痛』も人それぞれ。上司は必要な指導だと思っても、部下がいじめと感ずることもあり得る」と懸念を示す。
この幹部は、パワハラ対策の重要性を認めつつも、「上司が萎縮して必

18年12月15日 読売朝

要な指導ができない状況になれば、安全確保や技術継承に支障が出かねない」と話した。
日本総合研究所の山田久主席研究員(労働経済学)は「職場では教育や安全管理のため、ある程度の厳しさは必要だが、パワハラが許される言い訳にはならない。企業は社員に意図を理解してもらえないよう、丁寧な指導に努める必要がある」と指摘している。

企業パワハラ防止義務化

来年国会に法案 被害増える中

線引き 指針で例示

職場のパワハラ防止策に取組む企業は増加しているが、厚生労働省の調査によると、被害者は14年、1千5百27人に達した。厚労省は、来年の通常国会に開議される改正案を提出する。被害者に対する救済策が、さらに進む。

労働施策総合推進法を改正して盛り込む方向。具体的な防止策は、加害者への懲戒規定を定める▽相談窓口を設ける▽法的な対応を支援する▽法的な対応を支援する▽法的な対応を支援する

「おまえは犯罪者だ」「おまえは犯罪者だ」といふ報告は聞かぬ。金責任を負え」
長崎市の中小の広告会社で働いていた高橋(仮名)は1年以上、上司からの罵詈雑言を浴びせられ続けた。大層の仕事ぶりにもかかわらず、残業も1時間ばかりですすまないと怒鳴られた。
2014年に精神疾患と診断され、その後、上司のパワハラが原因だと労災認定された。男性は「パワハラを受けても被害が認められず」と悩んだ。

「精神的な攻撃」「肉体的な攻撃」
「精神的な攻撃」「肉体的な攻撃」
「精神的な攻撃」「肉体的な攻撃」

身体的な攻撃
精神的な攻撃
肉体的な攻撃
人間関係からの切り離し
過大な要求
過小な要求
個人の侵害

「精神的な攻撃」「過大な要求」
「精神的な攻撃」「過大な要求」
「精神的な攻撃」「過大な要求」

「精神的な攻撃」「過大な要求」
「精神的な攻撃」「過大な要求」
「精神的な攻撃」「過大な要求」

18年12月15日 朝日朝